

中小企業海外市場開拓支援事業 募集要項

1. 事業の目的

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）では、海外市場開拓に意欲を持つ市内中小企業を公募により選定し、最大3年間、専門家による輸出戦略の策定や顧客開拓、海外展示商談会の準備などをアドバイスします。海外市場開拓の着手から商談実施まで一貫した支援を実施します。

2. 実施主体

公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC）

3. 支援内容

1社につき1人のアドバイザーを選任し、輸出戦略の策定、顧客開拓、商品のPR方法、海外展示商談会出展、商談の進め方、外国語契約書等、海外市場開拓に関するアドバイスを実施します。

- ・実施期間 支援決定日～平成31年3月まで
- ・実施回数（1ヶ月あたり）

訪問アドバイス	2回程度	1回あたり2時間程度
在宅アドバイス （電子メールや電話など）	2回程度	1回あたり3時間程度

所定の回数、時間を越える場合は事前にご相談ください。

4. 応募要件

- ① 横浜市内に本社をおき、市内で1年以上事業を営む中小企業であること（個人事業主、組合は対象外）
- ② 機械・部品、環境、バイオ、日用品、ファッション、食品など、日本から日本国内において製造した製品の輸出を希望していること
- ③ 原則、製造業を対象としますが、主たる事業が卸売・小売業、サービス業、情報通信業等の場合で、一事業として自社製品の企画・開発・製造（国内委託加工含む）を国内で行っており、その製品について海外市場開拓を希望する場合は対象とします。
- ④ 輸出希望先国に販売代理店や駐在員事務所などを有しないこと
- ⑤ 横浜市に対する税金その他債務の滞納がないこと。また、財団に対する債務の滞納がないこと

※①の「中小企業者」：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者。製造業の場合、資本金規模が3億円以下又は常時使用する従業員数が300人以下の会社。

※本事業は、横浜市が実施していた横浜市中小企業海外市場開拓支援事業がIDECに移管されて実施するものです。平成23年度～25年度横浜市中小企業海外販路開拓事業及び平成26年度～29年度横浜市中小企業海外市場開拓支援事業の支援対象期間が通算して3カ年度ある企業は申請することが出来ませんが、支援対象期間が通算して2カ年度以内の企業は、今年度も申請することができます。

※次の団体は、支援の対象となりません。応募企業の役員が暴力団等の反社会的勢力である、または反社会勢力との関係を有する。また、反社会勢力から出資等の資金提供を受けている。

5. 申請手続きとスケジュール

- 4月上旬～最終締切 12月28日(金) 支援対象企業募集
- 4月下旬以降随時(予定) 支援対象企業決定
- 4月下旬以降随時(予定) 専門家のマッチング・決定、支援開始
(募集支援企業数に到達するまで、随時募集・選定します)

6. 支援対象者の決定について

- ・最終締切日(12月28日(金))まで募集を行い、随時決定を行います。
- ・書類審査に加え、必要に応じてヒヤリングをさせていただきます。

7. お問い合わせ先

公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECC) 国際ビジネス支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階
TEL(045)225-3730 E-Mail: global@idecc.or.jp URL: <http://www.idecc.or.jp/kaigai/>

8. 注意事項

■ 実際の取引実施の判断について

本事業を利用した取引等は自社の判断と責任のもとに行っていただきます。財団及び事業受託者、専門家による情報提供・助言等に関し、財団及び事業受託者、専門家は、貴社に損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。財団及び事業受託者、専門家が国内外で提供した支援対象企業の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

■ 支援対象とならない費用

支援対象企業は、本事業による支援を受けるために企業側で必要な交通費、通信費などの費用を負担するとともに、企業の希望により、専門家が展示商談会等に同行してアドバイスを行う場合は、専門家に係る必要な入場料、交通費、その他の特別な費用は、企業の負担とします。

■ 輸出体制の整備等の取組について

支援対象企業には、輸出体制の整備等に取り組んでいただく必要があります。

■ 必要書類の提出等

各支援メニューの実施にあたり、事業報告書など必要な書類を提出していただくことがあります。

■ 報告義務

支援対象企業には、事業に関連した報告書類を提出していただくことがあります。

■ 企業アンケートの実施

より良い事業とするため、支援対象企業様を対象としたアンケートを実施いたしますのでご協力をお願い致します。

■ 企業名等の公表

本事業の成果、実施した商談の概要(相手方企業の名称や取引価格を除く。)、支援対象企業の名称・製品名・所在地などについて、財団又は横浜市、事業受託者が公表することがあります。

■ 個人情報の取扱

本事業において取得した個人情報は、財団個人情報の保護に関する規程に沿って適正に取り扱い、本事業実施並びに財団、横浜市及び事業受託者からの今後の情報提供等のために利用させていただきます。